

アジア国際法学会日本協会国際法研究者・実務家勉強会企画
日本国際経済法学会 2009年度研究大会知的財産権ワークショップ

1. 日時及び場所

11月14日(土) 於 甲南大学

日本国際経済法学会 2009年度研究大会 午前の部(10時~12時25分)

2. 著作権ワークショップのテーマ

著作権の権利制限に関しては、欧米では、フェアユース(フェアディーリング)に該当する場合には権利侵害とならないとする包括的な権利制限の一般規定を定めている国があるほか、韓国でも権利制限の一般規定を導入する動きがある。こうした中で、日本でも、2008年11月に公表された知的財産戦略本部デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会の報告書「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について」では、コンテンツの流通を促すことなどを目的として、権利制限の一般規定(いわゆる日本版フェアユース規定)の導入を提言するなど、権利制限の一般規定導入をめぐる動きが活発化している(なお、第171回国会において、ネット検索エンジンサービスに伴う複製等に関する個別・具体的な権利制限規定を追加する等の著作権法改正法が成立している)。

また、著作権の権利制限については、国際条約において、ベルヌ条約などで権利制限に対する一定の制約(いわゆるスリーステップテスト等)が設けられており、各国著作権法の権利制限規定は国際条約の国内実施規定としての側面も有している。

本ワークショップは、上記のような著作権の権利制限の一般規定をめぐる内外の動向および国際条約との関係を踏まえつつ、権利制限の一般規定導入に係る法的諸問題について議論することを目的とする。

具体的には、日本における一般規定導入を巡る議論、及び諸外国における権利制限規定をめぐる動向を分析し、あわせて、権利制限規定の運用において国際条約がどのように反映されうるか、また権利制限規定の運用が(たとえばWTO紛争処理制度において)国際条約上どのように評価されうるかなど、国際法と国内法の関係に係る問題を検討する。

3. ワークショップの構成

モデレーター

名古屋大学 教授 鈴木将文

パネリスト

「日本版フェアユース規定の導入をめぐる議論」TMI 総合法律事務所 弁護士
牧山嘉道

「諸外国における権利制限規定をめぐる動向」上智大学 准教授 駒田泰士

「権利制限規定と知的財産権条約—理論上及び実践上の問題—」早稲田大学
准教授 福永有夏

※備考

報告要旨及びレジュメ（一部）は下記サイトからダウンロードできます。

<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jaie/copyright/>

4. 参加手続き

ワークショップに参加を希望される場合は、極力、事前に福永
<yuka-fukunaga@waseda.jp>までその旨お申し出ください。